

当行と電子決済等代行業者の2018年6月に施行された「銀行法の一部を改正する法律」とそれにかかる政府令等に基づく契約は下記のとおりとなります。

○お客さまに損害が生じた場合の補償について

- ①BizHawkEye サービスに関してお客さまに損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、お客さまと電子決済等代行業者間の契約に基づき賠償が不要となる場合を除き、お客さまに生じた損害を賠償します。
- ②電子決済等代行業者がお客さまに賠償した損害が当行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、電子決済等代行業者は、お客さまに賠償した損害を当行に求償することができるものとします。
- ③当行がお客さまに対して損害を賠償した場合であって、当該損害が電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当行は、お客さまに賠償した損害を電子決済等代行業者に求償することができるものとします。
- ④当行又は電子決済等代行業者が賠償したお客さまの損害が当行と電子決済等代行業者の双方の責めに帰すべき事由による場合、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、当行と電子決済等代行業者で当該損害の賠償責任を分担するものとします。
- ⑤当行又は電子決済等代行業者が賠償したお客さまの損害が当行と電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでない場合、当行及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

○電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に行う措置について

- ①電子決済等代行業者は、BizHawkEye サービスの提供にあたり、事前に当行に対して提出するセキュリティに関する報告書（以下「セキュリティ報告書」という。）に従ったセキュリティを維持するものとします。
- ②電子決済等代行業者は、BizHawkEye サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん若しくはその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要があると客観的かつ合理的に認められるセキュリティ対策を行うものとします。
- ③当行は、BizHawkEye サービスのセキュリティがセキュリティ報告書の基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合、電子決済等代行業者に対し、BizHawkEye サービスのセキュリティについて、報告及び資料提出を求めることができるものとし、電子決済等代行業者は実務上可能な範囲で速やかにこれに応じるものとし

ます。

④当行は、③の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、BizHawkEye サービスの提供停止を求めることができるものとします。

○電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いにおいて、電子決済等代行業者が行う措置および当行が行う措置について

①電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者^{※1} に対し、電代業再委託者がお客さまに提供するサービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。

②当行は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対する係る指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に当該電代業再委託者との接続の停止を求めることができるものとし、電子決済等代行業者が相当期間内にこれに応じない場合、電子決済等代行業者に当該電代業再委託者との接続に係る BizHawkEye サービスの提供停止を求めることができるものとします。

※1 電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に該当する事業者のことをいいます。

※電子決済等代行業者が提供するサービスは、当行が提供するものではありません。詳しくは、各提供元の事業者へご照会ください。

※当行は、電子決済等代行業者が提供するサービスの内容、セキュリティ、損害賠償等に関し、何ら保証するものではありません。